

今西税金裁判の不当判決は許せない！

たたかいは、ここからがスタートだ！

今西さんの税金裁判とは..01年7月、2人の東山税務署員が、きちんと記帳と納税を続けてきた山科区在住の今西和政さん(58才 土木建築業)宅に事前通知をせず、突然訪れ、具体的な調査理由も開示せずに始まった調査。

今西さんが署員の目の前に帳簿書類を提示しているにもかかわらず、立会人の同席を理由として調査を放棄。翌年3月に、消費税の仕入れ税額控除否認、青色申告承認取り消し等で総額3千万円余りの更正処分をおこなってきました。

今西さんは、処分の撤回を求めて04年2月京都地方裁判所に提訴。

05年4月には平成10年から3年分の実額主張のための証拠書類、厚い冊子35冊にも及び、コピー枚数も3万枚余りにもなる「帳簿、領収書・請求書等」を提出し、全国から寄せられた「公正な判決を求め」署名は、24,078筆を数えて、いましたが、06年10月27日、京都地裁は原告今西さんの請求を棄却したため、今西さんは大阪高裁に控訴しました。

消費税の2重取りを許さず
税制・税務行政をたたく京都山科の会
事務局：京都府山科民主商工会
〒607-8346 京都市山科区西野山階町 11-17
TEL 592-5858 / FAX 502-3246
2006年11月16日発行

十月二十七日(金)京都地方裁判所は、今西税金裁判に対して「調査手続きの違法は、それが刑罰法規に触れたり、公序良俗に反する等およびそ税務調査を行ったとはいえない」と評価されるほど違法性の程度が著しい場合を除いては、課税処分の取消事由にはならないものと解するのが相当である。」
(いくら違法・不当性があっても極端な違法・不当なことがない限りはかまわない、違法調査とは言えないということ)と言い切り、消費税の仕入れ税額控除否認について「帳簿・書類を「保存」していても、税務調査の時に署員が帳簿・書類を求めればすぐに提示しなければ「保存」していたとは言えない」との不当判決を行いました。(今西さんは、帳簿を見て下さいと提示していましたが、署員は見ようとしませんでした。)
これがあたり前だということになると、全納税者が税務署の言いなりになつてしまい、納税者の権利がなくなつてしまいます。その典型的な事例が、宇治税務署がおこした城陽で発生した「おとり調査」です。(お客になりすまし、身分を隠して美容室に税務調査裏面を見て下さい。)これでは、人権無視もいとこです。
私たちは今西税金裁判の不当判決に、怒りを込めて抗議するものです。たたかいは、ここからがスタートです。地域から、消費税増税は許さない世論を広げて、必ず勝利していく決意です。



10月27日、不当判決後の報告集会で、集った90名の傍聴参加者の前で新たな決意を訴える今西さん。

消費税二重取りの今西税金裁判判決について

本日、十月二十七日(金)、京都地方裁判所第三民事部(中村隆次裁判長)は、消費税二重取りの今西税金裁判について、棄却するという判決を言渡しました。

私たち「ただす会」は、この不当判決に怒りを込めて抗議するものです。

いま、相次ぐ税金や保険料の値上げで国民・中小業者の悲鳴の聲が上がっています。政府は、消費税について年金財源を口実にして、来年夏の参議院選挙後〇八年の通常国会で増税法案を通し、〇九年度からの大増税を狙っています。憲法改悪を許さず、営業破壊の庶民大増税・消費税率アップを許すわけには行きません。

これまで、全国から寄せられた「公正な判決を求め」署名は、24,078筆を数えています。こうした御支援に心から感謝申し上げます。同時に、私たちはこの声に応えるためにも、引き続き、消費税の二重取りを許さず、民主的な税制・税務行政が行われ、国民・中小業者の営業とくらしを守るために奮闘するものです。

二〇〇六年十月二十七日(金)

「消費税の二重取りを許さず、
税制・税務行政をたたく京都山科の会」